

Title	慰勞詔書の「結語」の変遷について
Sub Title	Concerning the changes of the conclusions of the I-ro-sho-sho (慰勞詔書)
Author	中野, 高行(Nakano, Takayuki)
Publisher	三田史学会
Publication year	1985
Jtitle	史学 (The historical science). Vol.55, No.1 (1985. 8) ,p.95- 103
JaLC DOI	
Abstract	
Notes	論文
Genre	Journal Article
URL	<a href="https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN00100104-19850800-0095">https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN00100104-19850800-0095</a>

慶應義塾大学学術情報リポジトリ(KOARA)に掲載されているコンテンツの著作権は、それぞれの著作者、学会または出版社/発行者に帰属し、その権利は著作権法によって保護されています。引用にあたっては、著作権法を遵守してご利用ください。

The copyrights of content available on the KeiO Associated Repository of Academic resources (KOARA) belong to the respective authors, academic societies, or publishers/issuers, and these rights are protected by the Japanese Copyright Act. When quoting the content, please follow the Japanese copyright act.

# 慰勞詔書の「結語」の変遷について

中野 高行

## 一 日本の慰勞詔書の「結語」の変遷

日本の慰勞詔書が九世紀初頭の儀式整備以降、国家間の外交意思伝達機能を有する文書として確立したことを旧稿<sup>(1)</sup>で論じた。その際、<sup>(A)</sup>慰勞詔書の書式自体にはいかなる変化過程があったのか、<sup>(B)</sup>日本の慰勞詔書の書式成立過程と中国の慰勞制書の書式はいかなる関係にあったのか、の二点に言及できなかった。本稿では<sup>(A)</sup><sup>(B)</sup>二つの問題点を論じることとするほか、<sup>(C)</sup>日本の慰勞詔書式はどのように受容されたのか、という点についても若干の見通しを立てたい。

まず<sup>(A)</sup>について論ずる。慰勞詔書の冒頭語句が一貫して「敬問」であることは旧稿で指摘したとおりである。しかし慰勞詔書本文の末尾に見出される慣用語句（以下便宜上「結語」<sup>(2)</sup>と呼ぶことにする）は時代により変化する。

慰勞詔書の「結語」の変遷について

日本の慰勞詔書にあらわれる「結語」を整理すると表1のようになる。山田英雄氏は慰勞詔書の「結語」を「文書毎にほとんど異なった語句」が用いられているとされた。<sup>(3)</sup>しかし表1を通覧すると、おおむね「指宣往意」「遣書」「略此」の三種の章句が基本的章句として使用されていることが判明する。表1の「結語」を右三要素の有無に注目して整理したものが表2である。

表2から指摘できる点を以下に列挙する。

（○の中の数字は表2の番号を示す）

第一に、<sup>(17)</sup>の表現「略申往意」は近似するともみられるものの、「指宣往意」型の語句は八世紀前半に集中して用いられた。

第二に、<sup>(4)</sup>以降三例の別表現はあるが（<sup>(11)</sup><sup>(12)</sup><sup>(16)</sup>）、「遣書」という語句を「結語」に含む形式が一般的となる。

第三に、宝亀年間以降は「遣書」の前に「指此」「略此」

表1 日本の慰勞詔書「結語」一覧

年	紀	「結語」
慶	雲 3・1・12	指宣往意
神	龜 5・4・16	指宣往意 更不多及
天平勝宝	5・6・8	指宣往意
天平宝字	3・2・1	遣書指不多及
宝	龜 3・2・28	指此示懷
延	8・5・23	欠
延	11・2・15	遣書指不多及
延	15・5・17	略此遣書一二無委
弘	17・5・19	略此遣書言無所悉
弘	18・4・15	略此代懷指不繁及
弘	2・1・22	指此遣書旨不多及
天	6・1・22	略此還報一二無悉
天	7・5・2	略此呈報指不
天	11・1・21	略遣此不多及
天	13・1・21	略此不悉
承	和 9・4・12	略此寄懷不復煩云
嘉	祥 2・5・12	略此還答指不多及
貞	觀 1・6・23	略申往意
貞	14・5・25	略此遣書指無一二
		略懷遣此何必煩多

註 (1) 本文の判明する慰勞詔書のみを扱った。  
 (2) 返り点は『国史大系』に従った。

などの語句を置くようになる。特に延暦年間以降では「略此」の語句が多用される。

つまり、天平勝宝期までの「結語」には「指宣往意」の語が用いられていたが、天平宝字期以降は「遣書」の形となり、延暦期以降では「略此遣書」の様式に慣例化されていったのである。天平宝字期と延暦期における右のような変化が何に起因し、いかなる史的意義を有するのかは重要な問題であるが、私見によればこの問題を解く鍵は中国の慰勞制書の書式の変化にある。そこで次節では中国の慰勞制書の「結語」の変遷について検討を加えることにする。

## 二 中国の慰勞制書の「結語」の変遷

唐が周辺諸国に発給した慰勞制書の「結語」を整理すると表3のようになる。表3によれば六四五年の②では「申往意」の語句が用いられているのに対し、七三四年頃の⑤以降では「遣書」が用いられてきている。唐の慰勞制書が七世紀後半から八世紀初頭にかかる時期において「結語」を変化させたことは明らかであろう。

さらに隋の慰勞詔書の「結語」を検討する。

○壬子、(中略)其書曰、皇帝問倭皇。使人長吏大札蘇因高等、至具懷。朕欽承宝命、臨仰区宇。思弘德化、覃被

表 2 日本の慰勞詔書「結語」の要素別分類

年	①	②	③	④	⑤	⑥	⑦	⑧	⑨	⑩	⑪	⑫	⑬	⑭	⑮	⑯	⑰	⑱		
	慶雲	天平勝宝	天平宝字	宝龜	延暦	弘仁									天長	承和	嘉祥	貞観		
紀	3 ・ 1	5 ・ 6 ・ 11	5 ・ 6 ・ 2	3 ・ 2 ・ 28	11 ・ 2 ・ 15	15 ・ 5 ・ 17	18 ・ 4 ・ 15	17 ・ 5 ・ 19	2 ・ 1 ・ 22	6 ・ 1 ・ 22	7 ・ 5 ・ 2	11 ・ 1 ・ 21	13 ・ 1 ・ 21	13 ・ 1 ・ 15	3 ・ 5 ・ 15	9 ・ 4 ・ 12	2 ・ 5 ・ 12	1 ・ 6 ・ 23	14 ・ 5 ・ 25	
指宣 往意	○	○	○															○ (申往意)		
略 此					指 此														○ (略)	○ (略)
遣 書																			○ (遣此)	○

註 (1)「結語」のあるもののみを挙示。

(2) ○は各要素の存在することをしめす。

(3) ( ) 内の語句や特記した語句は各要素の変形とみなし挙示した。

表 3 唐の慰勞制書「結語」一覽

年	紀	語冒句頭	「結語」	相手国	出典
① 貞観 19	(6 4 5)	問	无表所具	新羅	『文館詞林』卷六六四
② 同 右		問	指申往意	百濟	同 右
③ 開元 5	(7 1 7)	敬問	欠	突厥	『冊府元龜』卷九七四
④	19 (7 3 1)	敬問	遣書指下多及 欠	突厥	『冊府元龜』卷九七五
⑤		問	遣書指下多及	吐蕃	『文苑英華』卷四六九
⑥		問	遣書指不多及	吐蕃	同 右
⑦		問	遣書指不多及	吐蕃	同 右
⑧ 開元 22	24	問	遣書指不多及	吐蕃	同 右
⑨	(7 3 4 7 6)	問	遣書指不多及	吐蕃	同 右
⑩		問	遣書指不多及	吐蕃	同 右
⑪		問	遣書指不多及	吐蕃	同 右
⑫ 貞元 3	(7 8 7)	敬問	欠	回鶻	『文苑英華』卷四六八
⑬ 元和 3	(8 0 8)	敬問	遣書指不多及	回鶻	同 右
⑭		敬問	欠	點戛	『文苑英華』卷四七〇
⑮ 会昌 3	(8 4 3)	敬問	遣書指不多及	點戛	同 右
⑯		敬問	遣書指不多及	點戛	同 右
⑰	4 (8 4 4)	敬問	遣書指不多及	點戛	同 右
⑱ 会昌年中		敬問	欠	吐蕃	同 右

註 (1) 年紀は金子修一「唐代の国際文書形式について」(『史学雑誌』83-10)を参照した。  
 (2) 唐国内で用いられた慰勞制書は除外し、国際文書のみを挙示した。

含靈。愛育之情、無<sub>レ</sub>隔<sub>二</sub>遐邇<sub>一</sub>。知<sub>レ</sub>皇介<sub>二</sub>居海表<sub>一</sub>、撫<sub>二</sub>寧民庶<sub>一</sub>、境內安樂、風俗融和、深氣至誠、遠脩<sub>中</sub>朝貢<sub>上</sub>。丹款之美、朕有<sub>レ</sub>嘉焉。稍暄。比如<sub>レ</sub>常也。故遣<sub>二</sub>鴻臚寺掌客裴世清等<sub>一</sub>、稍宣<sub>二</sub>注意<sub>一</sub>。並送<sub>レ</sub>物如<sub>レ</sub>別。(後略)

〔日本書紀〕推古十六年八月壬子条<sup>(5)</sup>

右の史料は、小野妹子に同行して来日した隋使裴世清の持参した国書である。本文中「倭皇」など改変のあとも見受けられるが、大部分は原文に従うと考えられる。これによれば隋代の慰勞詔書の「結語」が「稍宣<sub>二</sub>注意<sub>一</sub>」であったことがわかる。それゆえ中国の慰勞制書は、隋代から唐初では「宣(申)注意」の「結語」を用いていたが、七世紀後半から八世紀初頭に「遣書」を用いるようになったと言うことができる。そこで中国の慰勞制書の「結語」がかかる変化をした点に留意しつつ、あらためて次節で日本の慰勞詔書の「結語」の変化の意味について考えてみたい。

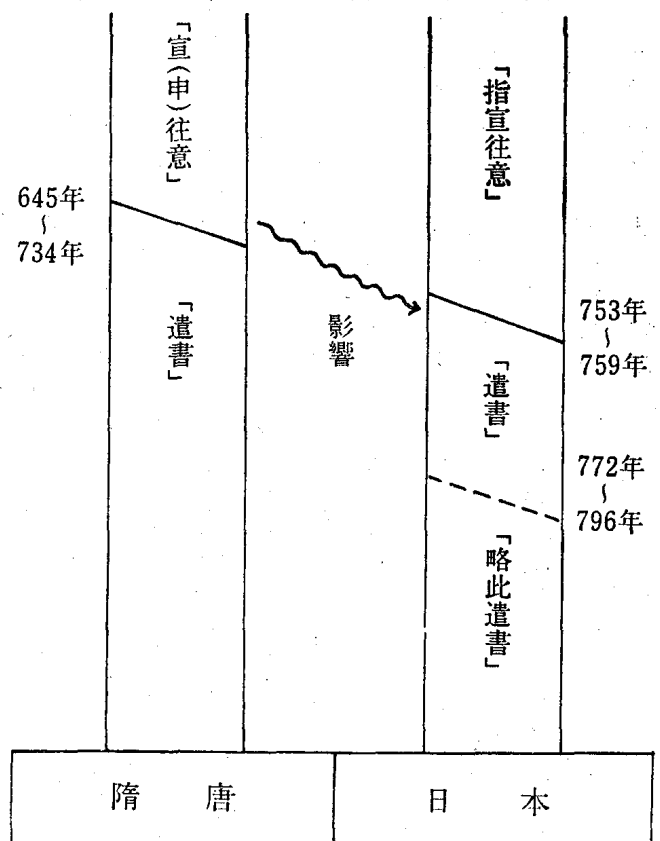
### 三 日本の慰勞詔書「結語」の変化の意味

一 および二で見えてきた日中慰勞詔書の「結語」の変遷過程を図式化すると図1のようになる。

日本の慰勞詔書の「結語」が天平宝字期を境に変化することが、中国の書式変化の影響によるものであることはもはや論をまたない。この変化の史的意義としては次の二点

慰勞詔書の「結語」の変遷について

図1 日中の慰勞詔書「結語」の変遷



が指摘できよう。

第一は、この変化が単なる慰勞詔書執筆者個人の嗜好によるものではなく、制度的な変化と考えられることである。天平宝字期は、官司名の中国風改称をはじめ、藤原仲麻呂が唐風志向を強めた時期である。それゆえ唐における書式の変化に即応した形での慰勞詔書「結語」の変化は、仲麻呂の唐風趣味の反映である可能性が高い。しかし「遣書」の語句はこれ以降も連綿と用いられており、単に個人の趣好とのみ解されるべきではない。右の変化はより一般

的な文化受容によるものと見るべきである。

第二に、右の変化が単に「変化」にとどまらない可能性のあることである。日本の「結語」は、慰勞詔書の初見(慶雲三(706)年)から半世紀のちに变化した。このことは当時の日本人が慰勞詔書の書式を固定化させず、中国の慰勞制書の書式にたいへん敏感であったことを示している。中国の書式変化にならった天平宝字期は、慰勞詔書への関心のあり方が積極的である。それゆえ右の変化は慰勞詔書の価値を高める「強化」の意味を有していたのではなからうか。

次に宝龜・延暦期における日本の「結語」の変化について論ずる。この時期の「結語」の変化の特徴の第一は、依然として「遣書」の語句が用いられていることである。この点から日本の慰勞詔書の書式がなお中国の書式に準拠していたことがわかる。

特徴の第二は「略此」という語句が登場することである。この語句は当該時期の唐の慰勞制書の「結語」には見出せずその系譜は不明である。しかし「略此遣書」といった「結語」がこれ以降一貫して用いられてゆくことは、延暦期に慰勞詔書の基本書式が一応確立したことを示しているよう。

旧稿では、慰勞詔書が対蕃国外交意思伝達機能を有する文書として定着していく時期を、延暦と天長年間と幅広く

とった。しかし書式の確立期を延暦期と考えるべきかも知れない。もっともこの点については儀式整備の状況や対蕃国外交体系の変化からも究明すべきと考えるので、試案として提示するにとどめる。

#### 四 総括と付論

一から三で述べてきた諸点を整理すると以下のようなる。

一で④としてあげた問題点、すなわち日本の慰勞詔書の書式にいかなる変化があったのか、についてはつぎのごとくにまとめられる。

日本の慰勞詔書の書式は「結語」に注目すると二つの変節点を有している。一つは天平宝字期であり、中国の書式の変化に敏感に対応した中国化強化の時期である。いま一つは延暦期であり、書式がほぼ恒例として確立した時期である。この時点で慰勞詔書が日本の対蕃国外交意思伝達機能を有する文書として確立した可能性が高い。

つぎに一で③とした問題点、すなわち日本の慰勞詔書の書式成立過程と中国の慰勞制書の書式がいかなる関係にあったのか、については前者が後者の濃厚な影響化にあったと言えよう。日本の慰勞詔書は、成立期にかぎらず常に中国の慰勞制書の様式に敏感であった。

図2 日本の慰勞詔書の様式変化—「結語」を中心に—

慶雲期 天平勝宝期	成立期	中国式国際 文書の受容
天平宝字期 宝龜期	変化期	書式の中国 的修正 慰勞詔書の 比重増加?
延暦期	確立期	書式の固定 的確立 対蕃国外交 文書として 確立?

以上を図式化すると図2のごとくになる。

最後に①とした問題点、すなわち日本の慰勞詔書式がどのように受容されたのか、について若干の見通しを述べておく。

これまでの考察から、日本の慰勞詔書の初期のものが隋・唐初の慰勞制書の書式の影響下に成立したことはまず間違いないと思われる。その際問題となるのは、受容がいかなる形式で行なわれたのか、ということである。

一つの可能性は、日本が中国より発結された国書の文言から經驗的帰納的に慰勞詔書式を創造したという見方である。

いま一つの可能性は、中国で用いられた慰勞制書式を人や書籍を媒介として受容したとする見方である。

慰勞詔書の「結語」の変遷について

冒頭でも述べたように本稿では右のいずれを取るかを断定しない。しかし私はつぎに述べる点から考えて、後者の方をより蓋然性の高いものとみる。

先に見たごとく、天平宝字期の変化は中国の変化に即応したものである。そしてより重要なのは、その即応が慰勞詔書の構造を知悉していないものには困難であるということである。山田英雄氏によれば、日羅・日渤海で交わされた国書のうち日本の天皇が両国王にあてた国書（慰勞詔書）は、冒頭語句・時候の挨拶・領内の平穩を念ずる語句・本稿で「結語」として扱った語句の四部分を基本書式として持つ。このような構造は中国の慰勞制書にも見出せるので、日本の慰勞詔書式が中国の書式を詳細に受容したことがわかる。それゆえ「結語」の部分におきた変化を自国の文書の同一箇所でも変化させ得たのである。

日本の慰勞詔書は、山田氏の指摘された基本的な構造の中でさまざまな語句を用いている。これは天平宝字期の変化と同様、書式の基本構造を熟知してはじめて可能なことであり、数通の文書現物から帰納的に導き出すことはほとんど不可能と思われる。中国式国際文書の使用が、中国より発給された文書が契機となって起こる可能性は十分想定される。しかし文書の書式が不明のまま受容されることは実際問題としてはあり得ない。



いささか冗長となったが、以上のように考えるので、慰勞詔書式の受容は人か書籍を通じて「書式」自体が導入されたものと考えたい。具体的には、帰化人・遣隋遣唐留学生などの人間か「書儀」などの書式解説書や中国の『令』『式』によるものと考えられる。

図3に示したごとく、日本の慰勞詔書の初見および変化の直前に遣唐使が帰国していることは上述のような卑見を少なからず補強してくれるであろう。これらの遣唐使が將來した書籍あるいは同行した留学生等によって中国の慰勞制書の書式に関する知識がもたらされたのではなからう

か。

天平勝宝四年に入唐した膳臣大丘は、従来から日本で孔宣父と称していた孔子の号が、唐では文宣王とされていることを知った。大丘は帰国後さっそく上司に牒状を提出し、孔宣父の号を文宣王と改めるべきことを建言した。まもなく彼の意見具申は勅許を得たうえで太政官符として布告された。(『類聚三代格』卷第十 一 釈奠事 神護景雲二年七月卅日官符)

同様の出来事が慰勞詔書式成立期(慶雲期)と変化期(天平宝字期)に起ったとしても不思議ではなからう。

註

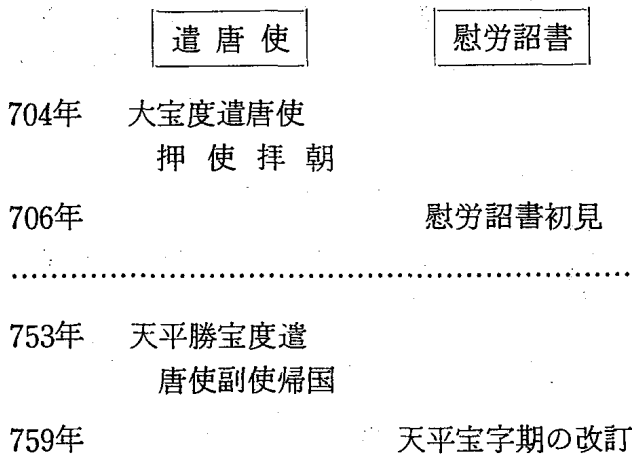
(1) 中野高行「慰勞詔書に関する基礎的考察」(『古文書研究』二二二号)。

(2) 日本および中国(隋・唐)の慰勞詔書には、「結語」を欠くものが散見される。これらが、当初から「結語」を欠いていたものか、あるいは転写される際に脱落したものかは不明である。本稿では前者の可能性を考慮し、あえて「書き止め文言」の用語を避けた。

(3) 山田英雄「日・唐・羅・渤海の国書について」(『日本考古学・古代史論集』三五〇頁)。

(4) 唐の慰勞制書は、六八八年以前では慰勞詔書とよばれていたが、本稿では慰勞制書に統一する。

図3 慰勞詔書の変化と遣唐使の帰国



註 753年の遣唐使帰国は12月以降であり、同年に発給された渤海あて慰勞詔書(6月発給)に彼らが関与することはできない。

- (5) 日本古典文学大系『日本書紀』下、一九一―一九三頁。
- (6) 同右、一九一頁、注二一。
- (7) 中国の慰勞制書の「結語」の変化が、なぜおこり、どのような史的意義を有するかについては検討すべき課題だが本稿では触れない。
- (8) 山田前掲論文、三四九―三五〇頁および三五九―三六〇頁。
- (9) 書儀については、山田英雄「書儀について」(『対外関係と社会経済』前篇 対外関係)を参照。

(昭和六十年一月十七日成稿)